

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」	金融商品会計に関する実務指針
企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」	リース会計基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	注記を詳しく書くことによって、不正を防げると思う。 事務作業の増加が心配である。 改正によって変わることについて講習会や紙面、動画などで告知があるとよい。 趣旨とは大きくそれるが、規則等においてカタカナ語を使用することをなるべく避けてほしい。カタカナ語が使用されると意味がぼんやりとしてしまい、文章の趣旨を理解するのに苦労してしまう。	貴重なご意見として承ります。 本改正は、本年3月に企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）が公表した金融商品会計に関する実務指針の改正により、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価することが許容されたことを踏まえ、当該会計処理を行った場合に必要な注記事項等を定めるものです。 本件については、金融庁ウェブサイト（パブリックコメントの結果等について）において改正の概要を説明しているほか、X 金融庁公式アカウントによる情報発信を行っております。 また、本改正規則の片仮名で表記されている用語は、一般に公正妥当と認められる ASBJ のリース会計基準等においても同様に片仮名で表記されており、それを踏まえて定めているものです。なお、本改正規則に含まれる「セール・アンド・リースバック取引」、「オペレーティング・リース」といった用語については、定義を定めることによりこれらの意味を明らかにしております。